



令和8年度与党税制改正大綱を決定

自民党と日本維新の会は令和7年12月19日、令和8年度の与党税制改正大綱を決定しました。同大綱では、個人・法人を問わず、物価上昇や経済構造の変化に対応し、「強い経済」への転換を図るための幅広い改正が盛り込まれています。主なポイントは以下の通りです。

個人所得税分野では、所得税がかかり始めるいわゆる「年収の壁」について、課税最低限を160万円から178万円に引き上げるなど「強い経済」への決断と実行の決意が満ちた内容になったようです。

まず足元の物価高の対応として、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、住宅ローン控除は子育て世帯向け措置を含め延長・拡充され、新築・既存住宅ともに控除対象範囲や借入限度額の見直しが行われます。さらに、ひとり親控除や高校生扶養控除も維持され、子育て世帯への支援が継続されます。

法人課税では、高付加価値型設備投資に対し計画確認後7%の税額控除または即時償却を認める設備投資促進税制を創設し、企業の成長投資を後押しします。研究開発税制はAI、量子、バイオなど戦略技術分野に特化した「戦略技術領域型」を創設、控除の適用範囲を拡充します。

中小企業向けには赤字でも利用できる控除措置を導入し、事業承継税制の期限延長やインボイス制度関連の負担軽減策も講じられます。

物価高・賃上げ対策として通勤手当や食事支給の非課税限度額を引き上げ、賃上げ促進税制は中小企業支援に重点を置き、大企業向け制度の廃止を検討します。財源確保策では令和9年1月から所得税に新たに1%の防衛特別所得税を課し、防衛力強化に充当する一方、復興特別所得税を1%引き下げ家計負担を増やさない対応を行います。さらに、環境対応として脱炭素投資を促す税制措置や、デジタル化推進に向けた税優遇も検討されています。

これらの改正は、経済成長と税収の安定を両立させることを目的としており、今後は国会での審議を経て法案化される予定です。

「令和8年度税制改正大綱(自由民主党/日本維新の会)」(令和7年12月19日)は、
こちらからご覧いただけます。

<https://parts.nikkei.com/parts/ds/pdf/20251219/20251219.pdf>

